泉佐野市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月31日 泉佐野市規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、泉佐野市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年泉佐野市 条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務調査費の交付を受けようとする会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)の代表者は、毎年度4月3日までに、市長に対し、議長を経由して政務調査費交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたとき又は新たに会派を結成し政務調査費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者又は代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して政務調査費交付変更申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、速やかに交付額を決定し、交付決 定通知書(様式第3号)により通知する。

(交付請求)

第4条 会派の代表者は、政務調査費の交付日の5日前までに、市長に対し、議長を経由 して政務調査費交付請求書(様式第4号)を提出しなければならない。

(使涂基準)

第5条 条例第4条の使途基準は、別表に掲げるとおりとする。

(収支報告書の写しの送付)

第6条 議長は、条例第6条の規定により提出された収支報告書(様式第5号)の写しを 市長に送付する。

(会計帳簿等の整理保管)

第7条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務調査費の支出について、領収書等の書類を整理し、会計帳簿を調製しなければならない。

2 議長は、前項の書類及び収支報告書を提出期限の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

附 則(省略)

別表(第5条関係) 政務調査費使途基準

ア 支出できるもの

| 項目 | 内容 |
|--------|-----------------------------------|
| 研究研修費 | 会派が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は会派に所属 |
| | する議員等が他の団体の開催 する研究会、研修会等に参加するため |
| | に要する経費(会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、 |
| | 宿泊費等) |
| 調査旅費 | 会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要 |
| | する経費(交通費、宿泊費等) |
| 資料作製費 | 会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費(印 |
| | 刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース料等) |
| 資料購入費 | 会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する |
| | 経費 |
| 広報費 | 会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、 |
| | PR するために要する経費(広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等) |
| 広聴費 | 会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴くた |
| | めの会議等に要する経費(会場費、印刷費等) |
| 通信費 | 会派の行う調査研究活動のために必要な郵便料及びその他通信費(切 |
| | 手、ハガキ、小包、速達、書留等) |
| 人件費 | 会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費 |
| 事務所費 | 会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する |
| | 経費(事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入費、リース料 |
| | 等) |
| その他の経費 | 上記以外の経費で会派が行う調査研究活動に必要な経費 |

備考 調査旅費の算定に当たっては、泉佐野市職員等の旅費についての条例(昭和 38 年泉 佐野市条例第8号)の規定を準用する。

イ 支出できないもの

| 交際費的なもの | 慶弔費、寸志、各種見舞、年賀状(購入及び印刷代)、 広告料等 |
|--------------|-----------------------------------|
| 党本来の活動に属する経費 | 党費、党大会賛助費、党大会参加費及び旅費等 |
| 選挙活動に伴う経費 | |
| その他 | 名目のいかんを問わず議員個人に支給する経費 |